

平成 29 年度地域包括支援センター
事業計画書

【基本方針】

ふるさとらしいサービスの提供とは常にサービスを提供される側の立場や気持ちを考えたサービスを提供することである

【年間目標】

- ① 初対面で相談を聞くことが多々あるため、言葉遣いは基本的に丁寧語、また相手に安心感を与えるような話し方をより意識して業務にあたる
- ② 地域包括支援ネットワークを充実させ機能を強化するために、各関係機関・団体に働きかける。
- ③ 個々の高齢者の「自立支援」「介護予防」を目指した介護予防ケアプランを作成する。
- ④ 消費者被害・成年後見制度・高齢者虐待についての広報・啓発活動を行い、消費者被害・高齢者虐待の早期発見に努める。必要に応じて適切に成年後見制度を活用する。
- ⑤ 包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護支援専門員や委託先介護支援専門員のスキルアップに繋がる支援を検討・実践していく。
- ⑥ 高齢者の介護予防の促進をはかると共に、地域で住民同士が支えあえる体制づくりを支援する。

【実践計画】

- ① 初対面で相談を聞くことが多々あるため、言葉使いは基本的に丁寧語、また相手に安心感を与えるような話し方もより意識して業務にあたる
 - ・「言葉遣い」については、丁寧語の徹底（語尾はです、ます）、尊敬語、謙譲語を正しく使う（ご覧になる⇔拝見する）
 - ・「話し方」については、『わかりやすい言葉でゆっくり話す』『回りくどい表現をしない』『相槌で距離感を縮めない』『相手の話を遮らない』を徹底する
 - ・上半期に勉強会にて例題をあげながら、よい例、悪い例について学び、共通理解を持てるようにする。
- ② 地域包括支援ネットワークを充実させ機能を強化するために、各関係機関・団体に働きかける
 - ・地域ケア会議を開催し、地域の情報を共有して、地域団体や各関係機関との

- 連携を深め、個別事例検討をツールに地域課題について話し合う機会を持つ
- ・相談受理簿の内容を集計分析し、地域を客観的な視点でみることで包括支援センターの各業務や地域包括ケアシステムの構築に向けて活用できるようにする
- ・4職種で連携し圏域内の高齢者の実態把握をおこない、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見する
- ・相談者との信頼関係を構築し、安心して相談できる場を設定し、相談内容を的確に把握・分類し、課題を明確にしていく
- ・相談内容・緊急度に応じ、的確な情報提供、他機関や団体等に紹介、または組織的な対応・支援体制を組む

③個々の高齢者の「自立支援」「介護予防」を目指した介護予防ケアプランを作成する

- ・適切にアセスメントをおこない、利用者の意向・意欲をふまえた主体性のある目標を設定し、働きかけをおこない、心身の機能の維持・向上を図る
- ・主治医との連携を強化する
- ・専門職として資質向上のための勉強会を定期的で開催し、事例検討や制度・施策等に関する情報の確認、『個々の高齢者の自立を支援する』ケアマネジメントについて話し合う機会を持つ
- ・施設外の研修を通して専門性を養い介護予防ケアマネジメントを適切におこなえるよう資質の向上に努める

④消費者被害・成年後見制度・高齢者虐待についての広報・啓発活動を行い、消費者被害・高齢者虐待の早期発見に努める。必要に応じて適切に成年後見制度を活用する

- ・地域とのネットワークを活用しながら消費者被害の状況を把握し、常に関心をもってもらえるようにふれあいのまちづくり協議会・給食会等で広報啓発活動を行い被害防止に努める。具体策として、〇×クイズやチラシ配布することを通じて身近に起こりうる事と認識してもらう
- ・日常生活自立支援事業・成年後見制度が必要な方に対して、関係機関との連携を速やかに行い、適切な時期に制度につなげる
- ・えがおの窓口へ訪問し、高齢者虐待について啓発を行い、正しい認識をもってもらい早期発見に努める
- ・ふれあいのまちづくり協議会や小地域支え合い連絡会等において高齢者虐待を正しく理解してもらうために、パンフレット等を活用し広報啓発活動を行い、あんしんすこやかセンターへの連絡の意識を高めてもらう

- ・ 地域住民に対して、日常生活自立支援事業・成年後見制度の啓発活動を行う。
- ⑤ 包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護支援専門員や委託先介護支援専門員のスキルアップに繋がる支援を検討・実践していく

- ・ 各種活動を通じて、あんしんすこやかセンターの主任介護支援専門員の役割を理解して頂くと共に相談しやすい関係性を作る
- ・ 支援困難事例等の個別相談の対応は必要な時期を見極め、同行訪問をおこない、各関係機関との連携がスムーズになるように介護支援専門員と一緒に解決方法を探していく
- ・ 圏域内にある「えがおの窓口」に所属する介護支援専門員及び圏域内で活動している介護支援専門員や委託先介護支援専門員の現状と課題を把握し、「地域ケアマネの集い」を定期的で開催する。
- ・ 「集い」を通して介護支援専門員のネットワーク構築を行い、課題解決・スキルアップに繋げていく。課題によっては他センターと協働しながら勉強会等をおこなっていく。
- ・ 地域包括ケアシステムを構築するために、地域課題の発掘・解決に向けた地域ケア会議の開催を支援する。抽出された課題を地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と共有する。
- ・ 解決が難しい事案については行政やその他専門機関に協力を依頼し、連携を取り解決に導いていく

④ 高齢者の介護予防の促進を図ると共に、地域で住民同士が支えあえる体制づくりを支援する

- ・ 地域の中で、気軽に集まれる場所として開催されているサロン等の地域活動への関わりを通して、実施のノウハウを学び、他の地域でも、住民主体の集まる場所づくりが出来るよう働きかける。
- ・ 地域にある社会資源について活動者の元に直接足を運び、顔合わせと活動についての聞き取りを行う。把握した情報を整理し、活用出来るようセンターで共有する。地域で暮らす高齢者へ適切な情報提供を行い、介護予防や住民相互で見守り、支え合える地域作りにつなげる。
- ・ ふれまち以外の既存の地域団体と生まれた関係性を維持出来るように定期的に交流をはかる。
- ・ 認知症サポーター養成講座や徘徊模擬訓練の開催、地域の会議や行事に参加し、住民相互で支え合いができるように核となる地域住民の発掘を行う
- ・ 統計資料や地域活動を通じて地区診断を継続するとともに、これまでに行っ

てきた診断結果を用いて、地域ケア会議等の場を通して、地域住民と地域課題を共有する。

【相談エリア】

<圏域No.3>

青山台、東垂水町（中、西）、塩屋町6丁目、美山台、乙木、王居殿、城が山、泉が丘、東垂水1・3丁目、山手8丁目

<圏域No.5>

東垂水2丁目、山手2～7丁目、大町、高丸3・4丁目、野田通、馬場通、瑞穂通、清水通、御霊町、中道2～6丁目、坂上2～5丁目、川原2～4丁目、福田向陽

【平成29年度の予防支援数の見込み】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
人数	550	545	550	555	550	550	555	560	555	560	555	560

※総合支援事業を含む

【他部署との連携】

- ・組織の一員として動く
- ・緊急時は他部署との連携を強化する
- ・施設行事には積極的に参加し協力する

【経費削減】

- ・正式文書や外部への文書以外は、裏紙を再利用して印刷する
- ・エアコンや照明は、小まめに切るよう心掛ける
- ・最後に退社する職員は、エアコン他電化製品の電源の消し忘れがないかをチェックする